

那覇港管理組合告示第6号

那覇港管理組合港湾施設管理条例（平成14年那覇港管理組合条例第7号）第26条の2第2項及び波の上ビーチ管理条例（平成14年那覇港管理組合条例第13号）第11条第2項の規定により、指定管理者を指定したので、那覇港管理組合港湾施設管理条例第28条第1項及び波の上ビーチ管理条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月16日

那覇港管理組合管理者 玉 城 康 裕



1 施設名

那覇港港湾施設（三重城小船溜、三重城小型船だまり駐車場、波の上緑地、波の上緑地駐車場、波の上ビーチ、若狭海浜公園、若狭海浜公園駐車場）

2 指定管理者となる団体

ナハ・シー・パラダイス共同企業体
那覇市辻3丁目3番1号
代表者 白石 武博

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで